

【入札心得（郵便入札）】

1 入札書について

- (1) 規格 A4版とする。
- (2) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

2 無効となる入札

- (1) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- (2) 入札参加資格のない者の行った入札
- (3) 入札書記載の金額を加除訂正した箇所のあるもの、氏名の横に押印のないもの、または入札金額・氏名その他入札要件の記載が確認できないもの
- (4) 同一事項に対し 2 通以上の入札をしたもの
- (5) 入札者が他者の代理人として行った入札、または代理人が 2 者以上の代理として行った入札
- (6) 総額で入札すべきことを示してあるときに単価で入札したもの、又は単価で入札すべきことを示してあるときに総額で入札したもの
- (7) 連合その他不正行為による入札
- (8) その他江別市契約に関する規則第 12 条各号のいずれかに該当する入札
- (9) 本件入札に係る告示に示した条件を満たさない者が行った入札
- (10) 入札参加の申請書類について虚偽の記載をした者が行った入札

3 入札の辞退

入札に参加できない場合は、入札日前日までに「入札辞退届」（江別市ホームページよりダウンロードできます。）を提出することにより辞退できます。辞退することにより以後不利益な取扱を受けることはありません。

4 不正行為に対する措置

- (1) 談合情報があった場合、事情聴取、誓約書の提出並びに公正取引委員会への通報
- (2) 入札談合の疑いがあると認められるときは、入札執行の延期又は取り止め
- (3) 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約の解除

5 契約の締結

落札者は、入札日から 7 日以内に契約担当者の作成する契約書により、契約を締結しなければなりません。

6 契約保証金

落札者は本契約の締結に際し、江別市契約に関する規則第 28 条の規定に基づき、本件に係る契約金額の 10/100 以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、落札者が次に該当するときは、契約保証金を免除します。

- ・過去 2 年間に本市及び国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

7 その他

江別市契約に関する規則、その他関係法令の規定を遵守してください。